委託業務処理要領

１　総則

この要領は、除排雪委託業務についての大要を示すものである。

受託者は、委託業務の実施に当たっては、本要領によるものとし、定められていない事項にあっては、業務担当員の指示を受けるとともに、現場の状況に応じ、軽微な作業で委託者が美観又は建物の管理上必要と認める作業は、業務委託料の範囲内において誠意を持って実施し、その結果を業務担当員に報告しなければならない。

２　業務の範囲

北海道計量検定所構内及び取付道路とし、別添「北海道計量検定所構内除排雪区域図」で示す範囲とする。

３　業務の内容

業務の範囲で示す区域について、指定する除雪機械を使用して除排雪作業を実施すること。

除排雪作業部分のうち除雪機械で作業実施不可能な箇所については、人力により作業を実施すること。

（１）開庁日の業務

特に委託者の要求のあるもののほか、１５ｃｍ（毎週木曜日は１０ｃｍ）以上の降雪があった場合は、諸車両及び人の通行が妨げられないよう直ちに除雪作業を実施し、委託者の指定する箇所へ堆積作業を実施すること。

（２）閉庁日の業務

特に委託者の要求した時間に委託者の指示による除排雪作業を実施すること。

（３）人力による除雪作業

人力による除雪作業箇所は、各庁舎周辺のほか、特に委託者が指示した箇所とする。

なお、特に委託者の指示がない場合は、１名で人力による除雪作業を実施すること。

（４）ダンプトラックによる排雪作業

特に委託者が要求した場合、指定するダンプトラックを使用して、敷地外への排雪作業を実施すること。なお、特に委託者が要求しない場合、当作業には除雪作業員は要しない。

４　事故及び損害賠償

（１）除雪作業実施前に、除雪区間の道路等を確認し、事故のないよう十分注意すること。

（２）作業実施中、庁舎及び道路の施設等に異常箇所を発見した場合は、直ちに委託者に報告すること。

（３）機械器具等に使用する油等のうち発火性、引火性の危険物の取扱については十分注意し、庁舎に持ち込まないこと。

（４）作業の実施にあたり、庁舎及び道路の施設等に損害を与えたときは、受託者はその損害を賠償すること。

５　作業の監督、確認及び報告

受託者は、作業の実施にあたり、必要な時は委託者の監督のもとに実施することとし、作業を実施した日は当該作業完了後、作業開始・終了時間を記録した日報（例１参考）を作成の上、速やかに委託者の確認を受けること。

なお、除雪ドーザ及びダンプトラックは、タコグラフ（又はタコメーター）による記録紙等を添付すること。

６　委託料の請求

受託者は、前月分の委託料を請求するときは、請求書のほか、日ごとの作業時間、月計、請求内訳をまとめたもの（例２参考）を添付して提出すること。

７　除雪機械、稼働条件等の指定

受託者が業務を実施するために使用する車両、稼働条件は次のとおりとし、作業実施初日の前日までに、使用車両の車検証及び運転者の運転免許証等、車両の運転に要する証明書の写しを提出すること。

（１）除雪ドーザ　ホイール型　　１台（特殊運転手1名）
　　標準山積容量２．１m^3　以上のスノーバケット

（２）除雪作業員　１名（普通作業員、人力による除雪作業）

（３）排雪用ダンプトラック　　１台（一般運転手1名）
　　１０ｔ以上